

## 年金記録に関する紙台帳等の調査結果について（お知らせ）

年金記録をめぐる様々な問題につき、皆様の信頼を損ね、お手をわずらわしましたことを改めてお詫び申し上げます。

現在、国民の皆様の年金記録はコンピュータで管理されていますが、その一部について、その基となった古い紙台帳等の記録と一致しない事例が指摘されています。

日本年金機構では、この紙台帳等の記録とコンピュータ記録について、突き合わせ（照合）作業を実施しておりますが、この度、お客様の年金記録について訂正を要すると思われる記録がありました。

つきましては、お手数をお掛けいたしますが、以下の手順により、「Ⅱ 年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答票」（以下「回答票」）に必要事項を記入のうえ、必ずご返送くださるようお願いいたします。

### 1. 同封の「Ⅰ 年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ」（以下「お知らせ」）の内容をご確認ください。

①訂正を要すると思われる記録は、お知らせ裏面の【3. 年金記録の訂正内容】に記載しております。

※ 訂正を要しないと思われる記録は記載しておりません。なお、お客様の記録の詳細は、これまでお送りしたねんきん特別便等や、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) の年金個人情報提供サービス等でご確認いただけます。

②仮に、記録を訂正した場合のお客様の年金の見込額について、お知らせ裏面の【4. 記録を訂正した場合の年金額の試算】右側の「訂正後」欄に記載しております。

※ この年金額は仮に計算したものですので、実際の年金額は異なる場合があります。

### 2. 【3. 年金記録の訂正内容】をご確認後、「回答票」の【2. お客様ご記入欄】の「年金記録の訂正等に関する申出書」欄に、この用紙の裏面の【記入の手順等】により必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で当記録突合センターにご返送ください。

迅速な記録訂正を行うため、このお知らせが届いた日から、できるだけ1カ月以内にご返送くださるようお願いいたします。

## 〔記入の手順等〕

① 「ア」又は「イ」のいずれかを○印で囲んでください。

「お知らせ」の裏面を確認しながら、「ア」又は「イ」のいずれかの文字を○印で囲んでください。

「イ」を○印で囲んだ方のうち、【3. 年金記録の訂正内容】に複数の年金記録が記載されており、一部の記録についてコンピュータの記録の方が正しく訂正の必要がない場合は、その必要のない記録の記録番号（複数ある場合は複数）を記入してください。

その他、年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号についても、漏れなく記入してください。

② ○印を囲んでいただいた後の手続き等は、次のとおりです。

i 「ア」に○印を記入いただいた方

追って、日本年金機構から、記録訂正後に再計算した年金額についてお知らせいたします。

なお、年金額の再計算を行う際に、戸籍や住民票などをご提出いただく必要がある場合もございます。その際には、後日あらためてご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

ii 「イ」に○印を記入いただいた方

年金額の再計算を行わず、あらためてのご通知、ご連絡はいたしませんので、ご了承願います。（なお、一部の記録のみ訂正の必要がないとして、記録番号を記入いただいた方につきましては、後日、日本年金機構から、ご連絡いたします。）

注) なお、最近年金記録の訂正手続きを取られた方の場合には、既に手続きをされた内容について重ねてご連絡をしている場合がございます。その場合には、大変恐れ入りますが、「ア 「紙台帳等の記録」に合わせて、年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」を○印で囲んだうえ、署名をお願いいたします。

※ ご不明な点がございましたら、「お知らせ」に記載している記録突合センターに問い合わせください。

## 年金記録に関する紙台帳等の調査結果について

国民の皆様は、過去の年金記録は、過去、紙台帳等により管理されておりましたが、昭和59年以降順次オンライン化され、現在はコンピュータで管理されています。過去の紙台帳等の記録については、オンライン化に伴い、コンピュータに入力されましたが、その一部について、その基となった紙台帳等の記録と一致しない事例が指摘されています。日本年金機構では、年金記録の正確性を確保していくため、この両者（例：下記①と②）の記録について、突き合わせ（照合）作業を実施しております。

### 現在のコンピュータ記録（訂正前）

第1次審査確認		画面ID:	ユーザID:
● 基本情報			
被保番号	1111167890	受給者番号	1111167890
力加氏名	むやし かつ	年金コード	1150
漢字氏名	年金 花子	1次 確認	2次
生年月日	5-18.10.02	性別	2
		メモ	
		手番履歴	
● 給付・資格記録			
厚年	船保	納付	付加
差額	厚年	船保	納付
年度	納付	1/4	半免
3/4	全免	学生	1次 確認
2次	差額	付加	差額
5-38	06	00	00
5-39	12	00	00
5-40	00	00	00
5-41	09	00	00
5-42	00	00	00
5-43	06	00	00
5-44	12	00	00
5-45	12	00	00
沖繩 00			総括チェック

### 紙台帳等の記録（訂正後）

国民年金手帳の 記号及び番号		氏名		年齢		校 記									
1	1111	1	187890	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納



①コンピュータ記録は納付なし（未納）となっているが、②紙台帳等では2ヶ月納付となっている。

一致しない

## I 年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ

999-9999

東京都杉並区高井戸西 XXX-YYY

厚年 太郎 様

このお知らせは、平成 年 月 日  
時点の情報で作成しています。

お客様の年金記録について、紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突き合わせ（照合）を行った結果、訂正を要すると思われる年金記録がありましたので、内容をご確認いただき、お手数をお掛けいたしますが、「II 年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答票」**ご提出用**に必要事項を記入し、必ず同封の返信用封筒でご返送ください。

## 【1. 基本項目】

氏 名	厚年 太郎		
生 年 月 日	昭和 22 年 7 月 1 日	性 別	男
基 礎 年 金 番 号	2110-123456	年 金 証 書 記 号 番 号	2110-123456-1150
年金手帳記号番号（厚年）	*****	年金手帳記号番号（国年）	*****
年金手帳記号番号（船保）	*****		

## 【2. お問い合わせ先】

◆ このお知らせに関するお問い合わせは、下記までお電話ください ◆

日本年金機構〇〇〇〇記録突合センター

TEL 0570-999-999

（受付時間） 月～金曜日：午前\*\*時～午後\*\*時まで

（なお、土日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内電話料金）は、お客様においてご負担いただきますようお願い申し上げます。なお、携帯電話からお掛けいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。

また、一部の IP 電話及び PHS からは「03-9999-9999」にお電話ください。

裏面をご覧ください



## II 年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答票

お手数をお掛けいたしますが、裏面の【3. 年金記録の訂正内容】をご確認いただき、【2. お客様ご記入欄】に必要事項を記入し、必ず同封の返信用封筒でご返送ください。

### 【1. 基本項目】

バーコード

氏名	厚年 太郎		
生年月日	昭和 22 年 7 月 1 日	性別	男
基礎年金番号	2110-123456	年金証書記号番号	2110-123456-1150
年金手帳記号番号(厚年)	*****	年金手帳記号番号(国年)	*****
年金手帳記号番号(船保)	*****		

### 【2. お客様ご記入欄】

以下の申出書に必要事項を記入してください。

#### 年金記録の訂正等に関する申出書

平成 年 月 日

裏面の内容をご確認いただき、下記の「ア」又は「イ」のいずれかを○印で囲んだうえ、署名願います。

「ア」又は「イ」のいずれかを必ず○印で囲んでください。

ア 「紙台帳等の記録」に合わせて、年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。  
(→「訂正後」の年金額に変更する手続きを行います。)

イ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要はありません。  
⇒〔裏面に複数の年金記録が記載されている方〕一部の記録について訂正の必要がない場合は、その必要のない記録の記録番号(複数ある場合は複数)を書いてください。  
[ 記録番号 ]

住所	郵便番号 -
フリガナ氏名	⑩
電話番号	( )

厚生労働大臣 殿

※ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

裏面をご覧ください



## 解説〔「お客様控用」及び「ご提出用」共通〕 【3. 年金記録の訂正内容】について（裏面）

### A 「原因」について

A 欄は、紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突き合わせ（照合）の結果、年金記録の訂正を要すると思われる原因を「訂正」・「追加」・「取消」で表示しております。

- ◆訂正…年金記録（加入期間・標準報酬月額・国民年金納付記録）が相違している場合
- ◆追加…年金記録の追加を行う場合
- ◆取消…年金制度間で加入期間の重複等があり取消を行う場合

### B 「制度」について

B 欄は、加入した制度を表示しています。

- ◆ 国年…国民年金
- ◆ 厚年…厚生年金保険
- ◆ 船保…船員保険

### C 「訂正前(現在のコンピュータ記録)」の「勤務期間または国民年金加入期間」

C 欄は、現在コンピュータで管理されている記録のうち、訂正を要すると思われる年金記録の加入期間を表示しております。

### D 「訂正前(現在のコンピュータ記録)」の「厚年標準報酬」「国年納付状況」

D 欄は、厚生年金保険については標準報酬月額を表示し、国民年金については納付状況を表示しております。

<b>厚生年金保険</b> (標準報酬月額)	<p>標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や保険給付の額を決定するときに計算の基とするための報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額にあてはめたものです。</p> <p>➤標準報酬月額の表示は、千円単位で表示しております。 例) 「39,000円」は「39千円」と表示してあります。</p>
<b>国民年金</b> (国民年金納付状況)	<p>国民年金の納付状況の表示「納付」「免除」「未納」はそれぞれ次のことを表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付…国民年金の加入期間のうち、保険料のお支払いがあった期間</li> <li>・免除…国民年金の加入期間のうち、保険料のお支払いが免除された期間</li> <li>・未納…国民年金の加入期間のうち、保険料のお支払いがない期間（年金の計算の基礎とならない期間）</li> </ul>

### E 「訂正後(紙台帳等の記録)」の「勤務期間または国民年金加入期間」

E 欄は、紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突き合わせの結果、訂正を要すると思われる年金記録の「訂正後の加入期間」を表示しております。

### F 「訂正後(紙台帳等の記録)」の「厚年標準報酬」「国年納付状況」

F 欄は、厚生年金保険については標準報酬月額を表示し、国民年金については納付状況を表示しております。〔Dの表参照〕

## 【4. 記録を訂正した場合の年金額の試算】について（裏面）

「訂正前」欄には、現在の年金額を記載しています。  
「訂正後」欄には、お客様の年金記録をE欄の内容のとおり追加・訂正・取消した場合の年金見込額を記載しています。

## 【2. お客様記入欄】のご記入方法について（「ご提出用」のみ）

- 【3. 年金記録の訂正内容】をご確認いただき、
1. 「ア」又は「イ」のいずれかを○印で囲んでください。  
（「イ」を○印で囲んだ方で、複数の年金記録が記載されており、一部の記録について、コンピュータ記録の方が正しく訂正の必要がない場合は、その記録番号（①、②など）を記入してください。複数ある場合は複数記入してください。）
  2. その他、下記の「記入例」を参考に、年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号についても、漏れなく記入してください。

注1）最近年金記録の訂正手続きを取られた方の場合には、既に手続きをされた内容について重ねてご連絡をしている場合がございます。その場合には、大変恐れ入りますが、「ア」「紙台帳等の記録」に合わせて、年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」を○印で囲んだうえ、署名をお願いいたします。

注2）以下のような場合に、コンピュータの記録を訂正することが不適切な場合があります。

- ・ 共済年金への加入等に伴い国民年金の資格がなくなったにもかかわらず、紙台帳等にその国民年金の記録の記載が残っていて、「紙台帳等の記録」の欄に、その国民年金の記録が表示されている場合 等

その場合には、大変恐れ入りますが、「回答票」の【2. お客様ご記入欄】の「年金記録の訂正等に関する申出書」欄において、「イ 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」を○印で囲み必要事項を記入のうえ、署名願います。

### 記入例

## 【2. お客様ご記入欄】

以下の申出書に必要事項を記入してください。

### 年金記録の訂正等に関する申出書

平成**22**年**12**月**20**日

裏面の内容をご確認いただき、下記の「ア」又は「イ」のいずれかを○印で囲んだうえ、署名願います。

**ア** 「紙台帳等の記録」に合わせて、年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。

（→「訂正後」の年金額に変更する手続きを行います。）

**イ** 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません。

⇒ [裏面に複数の年金記録が記載されている方] 一部の記録について訂正の必要がない場合は、その必要のない記録の記録番号（複数ある場合は複数）を書いてください。

[ 記録番号 ]

住所	郵便番号 <b>999-9999</b> 東京都杉並区高井戸西 * * - * * 〇〇マンション 101号室
フリガナ 氏名	コウネン タロウ 厚年 太郎 (印)
電話番号	<b>03</b> ( <b>9999</b> ) <b>9999</b>

厚生労働大臣 殿

※ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

